## 越前町議会・令和5年3月定例会一般質問【木村繁議員】

(令和5年3月3日 午後1時25分 開始)

○13番(木村 繁君) 3月9日よりワールドベースボールクラシック、いわゆるWB Cが開催されます。日の丸を背負った侍ジャパン、ダルビッシュ有、大谷、山本、佐々木朗希の4本柱、打者では村上宗隆、岡本和真、そして福井市出身の吉田正尚、私個人的に大好きなどすこい山川穂高のホームランアーティスト四天王です。皆さんもお気づきだと思うんですけれども、この四天王のバッターの3人のお名前の最後、村上宗隆、吉田正尚、そして山川穂高ということで、最後の語尾が「タカ」がつきます。私の息子は木村シゲオというんですけれども、長嶋茂雄さんにちなんでシゲオとつけました。今後もし外孫、内孫の男の子が生まれるとしたならば、絶対に最後の名前の語尾は「タカ」をつけたいというふうに思っております。

これはこれとしまして、侍の試合がある日は極力どこも出かけず、家飲みでテレビの前で応援をしてあげたいなというふうに思います。必ず世界一になると、私は確信をしております。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をいたします。 初めに、越前町表彰規則についてお伺いをいたします。

規則の第1条の目的では、「越前町の自治の振興並びに社会福祉事業、産業、教育及び文化等の進展に功績顕著なものを表彰し、もって本町の向上発展に資することを目的とする。」と定められております。

第2条の表彰の基準には、「町長は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を表彰する。」、第1号、地方自治の振興に貢献し、その功績が顕著なもの、第2号、社会福祉事業に尽すいし、その功績が顕著なもの、第3号、保健衛生の向上に貢献し、その功績が顕著なもの、第4号、産業の開発または振興に貢献し、その功績が顕著なもの、第5号、教育、文化及び体育の振興に貢献し、その功績が顕著なもの、第6号、多年公職に精励し、その功労が他の模範とするに足るもの、第7号、善行卓越し、他の模範となるもの、第8号、自己の危険をかえりみず、人命を救助したもの、第9号、その他特に表彰に値すると認められるものとあります。

また、第3条の表彰の方法は、「表彰は、表彰状を授与して行う、この場合において、金品を加授することができる。」、第8条の表彰の記録は、「表彰を受けた者の功績及び名誉を記念するため、表彰原簿を備え付け、これに記録し保存するものとする。」とあります。

近隣の3町を見てみますと、池田町表彰条例の第4条、授与品では、「表彰は、表彰状及び銀杯を授与して行う。」とし、別表で銀杯の大きさを長さ12.2センチ、高さ5センチ、材料は銀約95グラムと定めています。また、永平寺町の表彰条例では、表彰者の選考の一つとして、「公共の事業に対し私財を寄附し、篤行顕著なる者」と文言が定められています。

一方で、南越前町では名誉町民条例が制定されており、第1条の目的では、「社会文化の興隆に功績のあった者に対して、その功績をたたえ町民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。」と定めております。第2条、称号を贈る条件では、「名誉町民の称号は、本町に居住したことのある者若しくは本町にゆかりの深い者で公共の福祉の増進、学術、技芸その他広く社会文化の興隆又は地方自治

の進展に寄与し、その功績が卓絶であり町民が郷土の誇りとして敬愛するものに 対しこの条例の定めるところにより、南越前町名誉町民の称号を贈ることができ る。」とあります。

そこで、お伺いをいたします。

先ほど申し上げた池田町や永平寺町の条例に定められている内容を越前町の規定に盛り込み、功労表彰への格づけにならないかどうか。また、表彰規定とは別に、越前町名誉町民条例の制定に取り組むお考えはないか、町長のご所見を、お伺いをいたします。

次に、判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、家庭裁判所が選任した法 定後見人が本人に代わり財産管理や福祉サービスの手続きなどを行う成年後見制 度についてお伺いをいたします。

2025年には65歳以上の5人に1人、約730万人に上ると推計される認知症の人や、その家族を支えるこの制度は、預貯金の管理、年金の受領、不動産の売買契約、税金・保険料の支払い、また介護福祉サービス利用契約の手続、入院や施設への入所の手続、施設などへの改善の申入れなどを支援することを目的とし、親族、専門的な研修を受けた地域の人などの市民後見人、社会福祉士、司法書士、弁護士などの専門職の方がその役割を担います。相談窓口となって支援に向けた関係機関との連携を進める拠点は中核機関と呼ばれ、昨年7月に国が公表した調査結果では、中核機関を設置した自治体数は2021年10月時点で全体の48%に当たる836になるそうです。

そこで、成年後見の利用促進に向けた相談の流れや中核センターの位置づけ、また、この制度について行政としての普及啓発、今後の方向性について担当理事の所見をお聞かせください。

## ○議長(笠原秀樹君) 町長。

## 町長 (青柳良彦君) 登壇

○町長(青柳良彦君) それでは、木村議員のご質問にお答えいたします。

まず、表彰規則についてですが、県内市町の状況は、南越前町を除く16市町で表彰条例または規則を制定しています。その中で、表彰状のみの授与が1市、表彰状と金品を授与することができると規定しているのが、当町を含め14市町、表彰状と銀杯の授与を規定しているのは池田町のみです。銀杯の授与に関し池田町に確認したところ、特別な場合にのみ授与しており、最近では平成26年に授与したのが最後とのことでした。

当町でも、過去の功労表彰では記念品を授与しており、現行の規則で他市町と同様の対応ができていると考えております。なお、記念品については、町内産業振興のため、越前焼など町の特産品を授与しております。

次に、永平寺町が定めている公共の事業に対し、私財を寄附した方への表彰についてですが、こちらは県内8市町で同様の選考基準を制定しており、うち6市町は感謝状を贈呈しています。そのほかに、当町を含め3市町では、内規により一定額以上のご寄附をいただいた方に対し、感謝状を贈呈しています。

また、国では、個人で500万円以上、団体で1,000万円以上、公益のため 資材を寄附した方に褒章を授与する制度を定めています。

町では、対象となる寄附があった場合、国の褒章条例に基づき、対象者を県に具申し、これまでに平成28年に1名、令和3年に1名の方が紺綬褒章を授与されています。

規則の改正につきましては、現状に即したものになるように常に見直ししており

ますが、他市町の状況や当町の過去の功労表彰者とのバランス、また近年寄附の大半がふるさと納税を活用していることなど、総合的に判断しますと、これまでどおり一般寄附者に対しては感謝状の贈呈がふさわしいと考えております。

次に、名誉町民条例の制定については、県内14市町が同様の条例を制定しています。受賞者及び人数は、故福田一氏や故南部陽一郎氏など、国会議員や文化人、ノーベル賞受賞者など、国内外で著名な功績があった方々に名誉市民の称号が贈られており、福井市の7名が最も多く、若狭町が5名、その他の市町は1名ないし2名程度となっています。

また、条例は制定しているものの受賞者のいない自治体もあることから、特別な 位置づけであることがうかがえます。

このほかに、国民栄誉賞の自治体版である市民栄誉賞表彰規定を定めている市町もあります。市民栄養賞は、スポーツ、学術、または文化活動に関し、国際的または全国的に高く評価され、自治体の名を高めることに特に顕著な功績がある方に贈られるもので、県内各市町において野球の吉田正尚選手やバドミントンの山口茜選手、フェンシングの見延和靖選手など、スポーツ界で顕著な活躍をされた方が受賞しています。

当町におきましても、これまでに規定がないために表彰できなかった方や、今後 表彰に値する方の輩出も予想されますので、町民の思いが伝わり、ご理解がいた だけるような表彰規定の創設を検討してまいります。

以上です。

- ○議長(笠原秀樹君) 民生理事。
- ○民生理事(山口隆司君) それでは、成年後見制度についてお答えいたします。

成年後見制度の利用促進につきましては、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が策定されています。その中で、議員のご質問にありました中核機関の設置が地方公共団体に義務づけられています。

このことから、福井市を中心とした嶺北連携中枢都市圏連携協約に基づく成年後見制度利用促進体制整備についての協議に当町も参加し、令和4年6月、福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町とともに、中核機関ふくい嶺北成年後見センターを福井市のフェニックス・プラザ内に開設したところです。中核機関では、学識経験者や弁護士会、司法書士会、医師会、家庭裁判所、介護や福祉サービス等の関係機関とネットワークを構築し、専門的見地からの相談支援や事例検討の実施、申立ての必要性や後見人候補者の検討などを行っています。

相談の流れとしましては、町が1次窓口となって直接町民から相談を受け、中核機関は主に2次相談窓口として、構成市町から挙げられる困難事案や専門的な相談に対応をしております。

実際に成年後見制度を利用することになる場合は、中核機関と町が協議の上、司法などの専門的な知識や見解に基づき制度利用の必要性の有無を判断し、弁護士会等の関係機関との連携による後見人候補者の選定、申立て手続などを行うことになります。

次に、制度の普及啓発についてですが、中核機関では、パンフレットの作成やテレビ、ラジオでの広報活動、普及イベントなどの取組みを行っております。また町でも、ケアマネージャーや民生委員などの関係者への説明会の開催や窓口へのパンフレットの設置、広報による普及活動を行っております。

利用の促進につきましては、身寄りがない、親族の協力が得られないなどの理由

で成年後見制度の申立てのできない場合は、町長による申立てを行っております。また、低所得者や生活保護受給者など、申立て経費や後見人への報酬を負担することが困難な場合には、費用の助成を行っています。

越前町の成年後見制度の利用者は令和3年12月31日時点で62人あり、平成26年の41人から徐々に増えつつあります。また、町への成年後見制度についての相談件数は、令和2年度が7件、令和3年度が12件、令和4年度は、2月10日時点で20件と増加傾向にあります。

今後、高齢社会の進展により、高齢者単独世帯や認知症高齢者がますます増加することが予想されます。このようなことから、高齢者等の生活や財産を守るためには、成年後見制度の普及啓発と利用の促進は大変重要であると考えております。一方で、今後、成年後見制度を必要とする高齢者が増えると、後見人の不足が予測されます。そのため、社会貢献の意欲が高い住民が新たな後見人として活躍できるよう、令和5年度から中核機関において市民後見人養成講座が開催され、町においても中核機関と密に連携を図り、住民による貢献活動ができる体制づくりを検討してまいります。

町としましては、認知症高齢者をはじめとする判断能力が十分でない人たちの権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活してもらえるよう、より一層制度の利用促進を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、木村議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠原秀樹君) 木村 繁君。
- ○13番(木村 繁君) 民生理事、ごくご丁寧にご答弁をいただきました。誠にありが とうございます。

町への成年後見制度は、今ご答弁にありましたが、令和2年より増加傾向にあるということです。ぜひ今後とも判断能力が十分できない人たちの人権を守り、安心して生活をしてもらえるよう、相談支援体制の強化を図っていただきたいと思います。お願いをしておきます。

続きまして、名誉町民のご答弁を町長からいただきました。

名誉町民の、あるいは市民条例の制定済みは、県内14市町とお答えをいただきました。逆に言えば、制定のない市町は坂井市、永平寺町、そして私たちの越前町、1市2町が、この名誉町民条例がありません。

先般、杉本現知事の県政報告会がありました。私も参加をさせていただきましたが、その席上、4年前の選挙においては、我が町出身、越前町出身の方との選挙でしたと。選挙には勝ちましたが、知事は今でも、この選挙で闘った相手の人に育てられ、今でも尊敬しているとのお話をされておりました。杉本知事、器の大きい人だなというふうに私は思いました。そして、闘ったこの方は、今まで丹生高校の存続、県・町立ホッケー場の整備、越前陶芸村、水野コレクション、古窯博物館の建設など、多大な多くの貢献をされました。もしこの条例制定があるとするならば、当然選考の議論のテーブルに着いたと、個人的には認識をしております。ちなみに若狭町では、知事を務められた故中川平太夫さんが名誉町民です。

以上のことを踏まえて、青柳町長のモットーであるスピード感を持って、条例制定に取り組む姿勢について、再度青柳町長のコメントをいただきたいと思います。

- ○議長(笠原秀樹君) 町長。
- ○町長(青柳良彦君) お答えいたします。

今ほどの木村議員の質問でございますが、名誉町民条例につきましては、これは 一般論として、町民の誰もが納得できるような功績を残された方が対象となると いうふうに考えられるんじゃないかなというふうに思います。

また、その条例の制定につきましては、我が町にはないということでございますで、今後対象となるような方、またはその候補となるような方がいらっしゃる場合も想定できますので、検討させていただきたいというふうに思います。

- ○議長(笠原秀樹君) 木村 繁君。
- ○13番(木村 繁君) もうこれ以上言いません。ぜひご検討をしていただくことをお願いを申し上げまして、私の一般質問に代えさせていただきます。

(午後1時53分終了)